

相談支援専門員の要件となる実務経験範囲と必要経験年数

業務範囲	業務等種別	業務内容	年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	第1号の1 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 身体（知的）障害者更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター	5年以上
		第1号の2 (1)～(4) 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) 第1号の1・3・4に従事した期間が1年以上である者	
		第1号の3 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		第1号の4 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		第1号の5 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	第2号の1 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害者支援施設、身体（知的）障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体（知的）障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ○ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	10年以上
		第2号の2 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
		第2号の3 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		第2号の4 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所	
	③ 有資格者等	第3号の1 (1)～(5) 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
第3号の2 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事した期間が通算して3年以上あり、国家資格等※に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		以5 上 年	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が通算5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

(注) 業務に従事した期間とは、休日・休暇・病気・休職・長期研修など相談・直接支援業務に従事しなかった日を除いた日数。